

第 93 回女川原子力発電所環境保全監視協議会会議録

開催日時：平成 16 年 2 月 17 日午後 1 時 30 分から

開催場所：パレス宮城野 2 階 錦萩の間

出席委員数：20 名

会議内容：

1 開 会

司会： ただ今から、第 93 回女川原子力発電所環境保全監視協議会を開催いたします。

本日は委員数 37 名のところ、20 名の御出席を頂いておりますので、本会は有効に成立していただきますことを御報告いたします。

会議に先立ちまして、東北放射線科学センター理事長の坂本澄彦委員が、今回新たに委員となりましたことを報告いたします。

なお、坂本委員は本日所用により欠席しております。

それでは、最初に加藤副知事からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(加藤副知事あいさつ)

3 会長選出

司会： このたびの委員の委嘱換えに伴い、会長、副会長の選出をお願いいたします。協議会規程によりますと、会長と副会長は、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

湯田委員： 会長を加藤副知事、副会長を鈴木委員をお願いしたいと存じます。

司会： ただ今、会長に加藤副知事、副会長に鈴木委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

司会： 御異議がないようですので、新しい会長は加藤副知事、副会長は鈴木委員と決定させていただきます。

それでは、会長に議長をお願いし、議事に入らせていただきます。

4 議 事

議長： 加藤副知事

議長： ただ今会長に選出されました加藤でございます。大変重責とは存じますが、皆様の御支援、御協力によりまして、一生懸命努めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。それでは、議事に入ります。確認事項の「イ」、平成 15 年度第 3 四半期の環境放射能調査結果について、説明願います。

(1) 確認事項

イ 女川原子力発電所環境放射能調査結果（平成 15 年度第 3 四半期報告）について

(事務局から平成 15 年度第 3 四半期の環境放射能調査結果について説明)

議長： ありがとうございます。これまでの説明につきまして御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

(質疑なし)

議長： なければ次に移ります。「ロ」の平成 15 年度第 3 四半期の温排水調査結果について、説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果（平成 15 年度第 3 四半期報告）について

(事務局から平成 15 年度第 3 四半期の温排水調査結果について説明)

議長： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして御質問なり、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

(質疑なし)

議長： それでは、ないようでございますので、平成 15 年の 10 月から 12 月までの環境放射能及び温排水調査結果につきましては、本日の協議会で御了承を頂いたものといたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、これをもって御了承を頂いたものといたします。

次に、報告事項に移ります。報告事項の女川原子力発電所の安全・安心に向けた取組について、説明願ひします。

(2) 報告事項

女川原子力発電所の安全・安心に向けた取組について

(東北電力から、安全・安心に向けた取組について説明)

議長： ありがとうございます。何か御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

木村(富)委員： 運用開始予定が 3 月 1 日になっているようですが、昨年 12 月の担当課長会議のときから少し内容が変わってきているようですので、これについては、住民の代表である議会で説明する必要があると考えます。牡鹿町の全員協議会が 3 月 4 日ですので、運用開始を 4 月 1 日とするようお願いいたします。

安住委員： 運用開始の問題ですが、女川町では、月曜日に議会全員協議会の中で説明しています。しかし、牡鹿町がそのような状況であれば、可能な範囲で時期を変更するなどしてください。

事務局： まず、県のほうの進ちょく状況ですが、立地町及び隣接市町と相談しながらここまでやって参りました。ワーキンググループで女川、牡鹿両町の担当課の人たちと 7 回に渡って検討してきました。県としては、あらまし、基本理念などについて、議会の常任委員会から了解を得ているところです。女川町でも 16 日に議会の了解を得ているとのことですので、できれば予定どおりとしたいのです。牡鹿町の立場もあると思いますが、昨年 3 月 1 日を目標に進めてきたもので、何とかならないでしょうか。3 月 1 日からスタートして、4 月 1 日には実際に情報をいただくということで、従来から 3 月に目標をセットしているものです。御事情はわかりますが、基本的な御了解をお願いします。いま各事象について照会しているところでして、延期にはいろいろなデメリットがあるわけです。

木村(富)委員： 県の説明の経過、あるいは事情もわかりますが、先ほども述べたように、12 月の担当課長会議の内容から変更があるということですので、それをつぶさに議会で説明する必要があります。説明は 3 月 4 日になりますので、4 月 1 日からとは言いませんが、こちらの議会説明後に運用開始していただくようお願いいたします。

事務局： 御事情よくわかりました。少し検討します。

議長： 議会への説明が必要だということですので、よろしく検討してください。

高橋(長)委員： 東北電力では原子力発電所の安全確保に努力しているようで、敬意を表します。今回また、今後の安全・安心に向けて情報公開制度を定め、積極的な情報公開を行うと聞きました。ただ、問題は、住民や行政、プレスに対して、トラブル等が発生したときの公開のスピード化です。これが問題視されることが多いのではないですか。連絡が遅いがために、いらざる不信感を持たせてしまうということもあったのではないかと感じています。せつかく情報公開制度を作ったのですから、スムーズな伝達のためのシステムを東北電力、県、自治体の間で、今後とも経験を積んで、住民に速く情報が届く体制を確保してほしいのです。こういうことが住民の不安解消につながるのではないのでしょうか。

東北電力： 万が一トラブルが発生した場合には、当社から県及び自治体に一斉にファックスを送るシステムを持っています。これにより情報がすぐに流れるようになっています。今回の情報公開制度については、我々も一層の緊張感を持って臨むこととしています。

事務局： 情報公開のスピードは非常に大事だと思っています。それからもう一つ、わかりやすい情報の発信が重要と考えます。したがって、たとえば水もれであれば事象の重要度、直ちにとという点では、トラブルですと胸部レントゲンの 40 分の 1、一回胸の検査をするときの量の 40 分の 1、専門的に言い

ますと 3.7×10⁶ ベクレルです。それ以上がトラブルとなっていますが、その基準を 100 分の 1 に下げて、3.7×10⁴ ベクレル、要するに 4000 分の 1 という非常に低い値、それについても速やかに出すことにしています。そういったことで情報公開を確実に進めることとしています。

議長： 意見のありました、スムーズな伝達システムなど十分に考慮して進めてください。

安住委員： 今回の東北電力の取組、また情報公開制度について、今説明を受けました。ここ数年でこういう内容を整備し、それを進めると聞き、隔世の思いをします。対象系統の拡大も織り込まれたようです。ただ、今、嵯峨委員が言ったのは、一般の住民には理解するのに苦勞する内容です。ですから、当初から私は、設備全体の中で、原子力発電所はこういうしくみでエネルギーを生産しているとの理解のためにも、どんな箇所であれ公開して行くべきだと考えています。そうすることによって、素人である住民の不安を解消する環境が作られると思います。この基本をふまえないと難しいでしょう。いろいろと努力をしてきたことには敬意を表します。

それから、ちょっと気になる公開の意味ですが、シュラウドのひびが見つかったときに、私は重要な系統は毎年定期検査を受けていると思っていました。ところが、そのときの検査ではやっていなくて、数年間さかのぼって見たときには大丈夫だったという報告でした。今後、こういう形で情報公開をして行くのであれば、重要なところはすべて落とさずに検査する姿勢が必要です。もちろんそのように考えていると思います。

新情報公開制度の特徴ですが、範囲の拡大については、公開を行うという文章になっていて、事象については、直ちに、速やかに、随時といった表現です。これはきちんと区分されているとの認識でよいのですか。先ほどタイムリーとの説明がありました。この文章は情報発信に努めるとの表現になっています。説明の中では、情報発信して行くと言っていました。努めるということと、発信することとでは、意味が非常に微妙ではないかと思えます。東北電力の取組の中で、事故に対する緊張感が風化していくという説明は非常に怖いですね。それも含めて努力しているのはわかりますが、この公開制度の発信については、努めるという表現が正しいのか、発信するという自信を持って緊張感を引き出すのか、そういう意味でも大事な表現ではないでしょうか。考え方を聞かせてください。

東北電力： まず最初の設備点検の質問ですが、法に沿った点検と自主的な点検があります。我々は設備に依拠して的確な点検をやっていますので、御安心していただきたいと思います。

それから、情報公開ですが、表現には努めるとあります。この努めるとは、情報を発信して行くという気持ちを表したものでありまして、表現は努めるですが、タイムリーに情報を発信して行くということです。

事務局： 安住委員の情報公開についての意見ですが、町と県で情報公開検討会ということで、運用しながら制度の検証を年に 1 度行う予定です。その他事象ごとに必要に応じて集まり、町と協議しながら決定して、東北電力に要請して行きたいと考えています。

議長： 他に御質問がないようですので、報告事項を終了とします。事務局の方から連絡はありますか。

事務局： 次回の協議会の開催日を、この場で決めさせていただきたいのですが、3 か月後の平成 16 年 5 月 25 日の火曜日、仙台市で開催することはいかがでしょう。

議長： それでは、次回の協議会について、5 月 25 日の火曜日、仙台市で開催ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、次回の協議会は平成 16 年 5 月 25 日の火曜日に仙台市で開催しますので、よろしくお願い致します。

その他、何か、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

他になければ、これで本日の議事が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

5 閉 会

司会： 以上をもちまして、第 93 回女川原子力発電所環境保全監視協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。